

西蒲区役所庁舎建替えに伴う仮庁舎計画について

令和6年12月19日
西蒲区 地域総務課

西蒲区役所 現庁舎

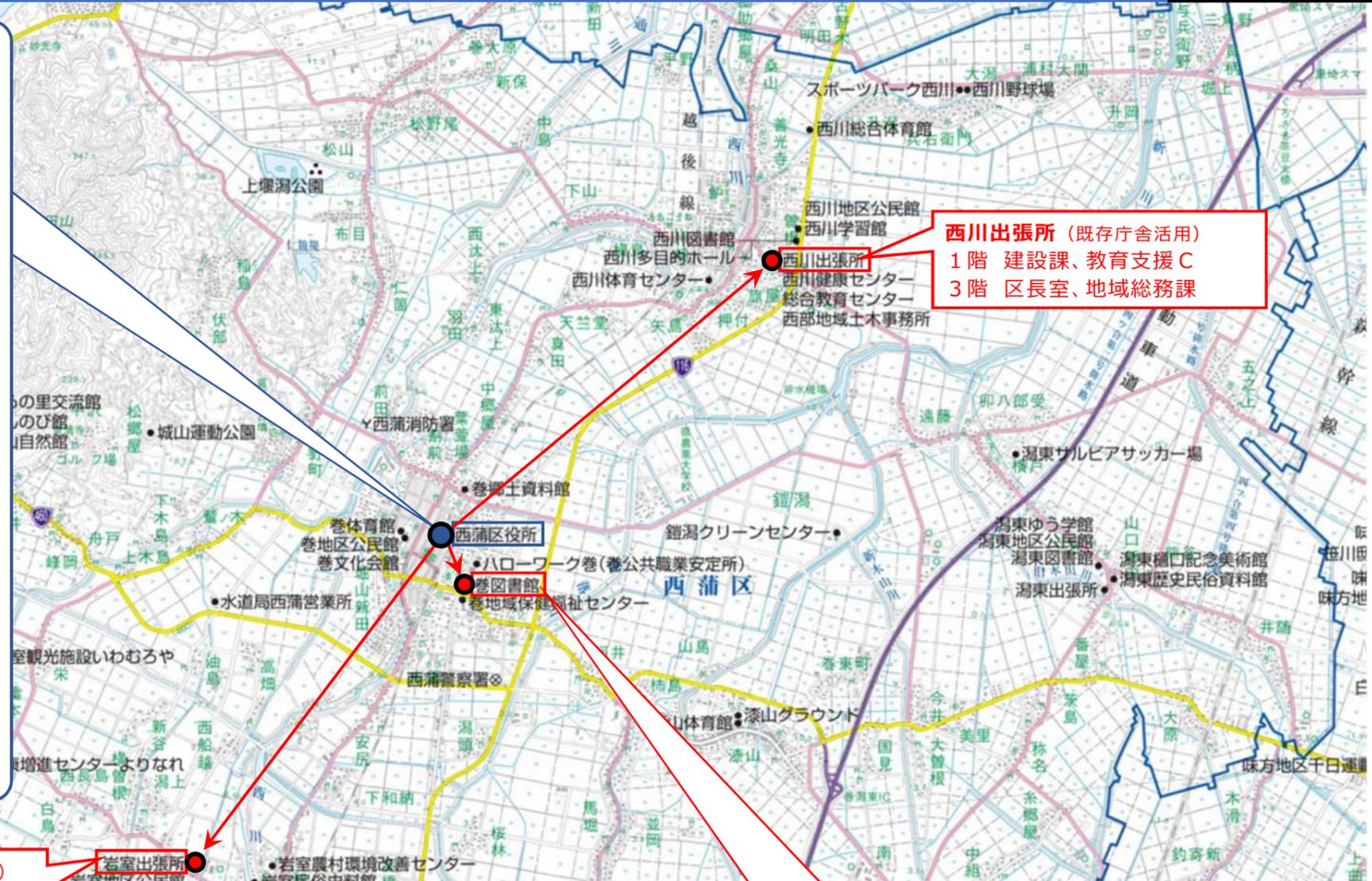


【仮庁舎の必要性】

- ・ 現地建替えであり、新庁舎建設に先立ち、現庁舎解体が必要
- ・ 現庁舎は耐震性が低く、老朽化も著しく進行しており、利用者(来庁者・職員)の安全性確保のため、早期退去が必要
- ・ 仮庁舎期間は、最短で概ね3年間(R8～R10)の見込み

【仮庁舎の方針】

- ・ 既存庁舎の活用を基本とし、必要最小限のプレハブ庁舎を整備
- ・ 仮庁舎期間は区役所機能が分散するが、区民に十分に周知し、各所属間でより密に情報連絡を図ることで、影響を最小限化



西川出張所 (既存庁舎活用)

- 1階 建設課、教育支援C
- 3階 区長室、地域総務課

岩室出張所 (既存庁舎活用)

- 1階 産業観光課
- 農業委員会

巻図書館隣接地 (プレハブ庁舎整備)

- 1階 区民生活課、健康福祉課



西蒲区役所新庁舎整備事業スケジュール (予定)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
仮庁舎 整備	発注準備	改修・建設	仮庁舎期間 (約3年間)		引越	解体・復旧
現庁舎 解体		解体設計	解体工事			
新庁舎 建設	基本設計	実施設計		建設工事		